スーパー健康長寿サポーター制度実施要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、健康長寿サポーター（県が認定する「健康長寿サポーター養成講習」を修了した者。以下「サポーター」という。）の中から、健康づくりに関する知識を有し、地域の健康づくりリーダーとして積極的に指導・助言できる者を「スーパー健康長寿サポーター」（以下「スーパーサポーター」という。）として認定し、地域におけるサポーター養成の推進及び健康情報の普及を図る。

（推　薦）

第２条　市町村等は、市町村等の健康づくり事業に協力した実績があり密接に連携できる者で、健康づくりリーダーとしての活動が期待できるサポーターを、スーパーサポーターとして県に推薦する。

（認　定）

第３条　県は、前条の推薦があった者を対象に、スーパーサポーター認定講習を実施するものとする。

２　県は、認定講習を修了した者をスーパーサポーターとして認定し、認定証を交付するとともに、当該スーパーサポーターを推薦した市町村等に対し認定の結果を通知する。

（活　動）

第４条　スーパーサポーターは、市町村等と連携して、サポーター養成講習の実施に当たり、講師又は補助員の活動を行うことができる。

２　スーパーサポーターは、県から健康づくりに関する情報提供を受けたときは、前項の活動に活用するとともに、地域での普及啓発に協力するものとする。

（養成講習テキスト等の提供）

第５条　スーパーサポーターは、前条第１項の講師として活動するとき、市町村等に対し  
あらかじめサポーター養成講習の計画を提出するとともに、これを実施したときは、速やかに実績を報告しなければならない。

２　前項の計画が提出されたときは、市町村等は県が作成した養成講習テキスト及び「健康長寿サポーター応援ブック」を受講者数に応じてスーパーサポーターに提供するものとする。

（遵守事項）

第６条　スーパーサポーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　活動上知り得た個人情報その他の秘密は、他に漏らしてはならない。また、その活動を休止した場合も同様とする。

(2)　スーパーサポーターの地位を利用して、営利、政治及び宗教活動並びにこれらと誤解を招く活動を一緒に行ってはならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱による制度の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附則

　この要綱は、平成２９年６月２１日から施行する。